

高知工業高等専門学校への転入学に関する規則

制 定 平成23年 1月20日

最終改正 令和 4年 1月20日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校学則第19条の2第2項の規定による転入学（以下「転入学」という。）について、必要な事項を定める。

(出願)

第2条 本校に転入学を志願する者は、下記の書類を作成し、在籍している高等専門学校長を経て、本校校長に願い出なければならない。

- (1) 転入学願書（様式1）
- (2) 在学証明書
- (3) 調査書（出身高等専門学校の様式）
- (4) 出身高等専門学校長からの転入学の事由書
- (5) 転入学志望理由書（転入学希望の動機と抱負）
- (6) 出身高等専門学校のシラバス
- (7) 検定料納付書

2 転入学を願い出ることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 出願時において他の高等専門学校の第1学年、第2学年又は第3学年に在籍する者
- (2) 教育上支障がないと判断できる場合

3 転入学出願期間は、2月1日から2月15日までとする。

(審議委員会)

第3条 校長は、前条に規定する願い出があった場合、下記の受け入れ条件を具備しているかどうか判断したうえで、審議委員会（以下「委員会」という。）を設置し、転入学の可否を諮問する。

- (1) 転入学理由が妥当であること
- (2) 志望学科の定員に欠員又は受け入れの余地があること
- (3) 教育課程に大きな差異がないこと
- (4) 現在在籍している高等専門学校の現学年を修了見込みであること
- (5) 履修科目、成績、学習態度及び生活態度に特段の問題がないこと
- (6) 転入学の時期は学年当初であること。ただし、特別の事情があると認められた場合はこの限りでない
- (7) 学科が必要とする条件を具備していること

2 委員会は、次に掲げる者を持って組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 教務主事補佐
- (3) ソーシャルデザイン工学科長
- (4) 受け入れ学年が第1学年、第2学年の場合は基礎教育長
第3学年、第4学年の場合は転入学志願先のコース長

3 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

4 委員会は、転入学志願先の学科に転入学に関する選考を付託する。転入学志願先の学科は、転入学

希望者に対し面接及び学力検査を行う。

- 5 委員会は、前項の結果に基づき、転入学の可否に関する審議を行い、その結果を校長に答申する。
(許可)

第4条 校長は、前条第5項による答申に基づき、転入学の可否を決定する。ただし、履修状況によっては、出願時の在籍学年への転入学を許可することがある。

- 2 校長は、転入学を許可した場合、転入学許可書(様式2)を交付する。
(転入手続)

第5条 転入学を許可された者は、在籍している高等専門学校が学年の課程の修了を認定した後、すみやかに、在籍高等専門学校長を経て下記の書類を提出するものとする。

(1) 修了証明書

(2) 成績証明書

(既修得単位等の認定)

第6条 転入学を許可された者は、転入学前に他の高等専門学校において修得した単位を認定する。
(取消)

第7条 校長は、転入学を許可された者が、在籍している高等専門学校の学年を修了できなかった場合には、転入学の許可を取り消すことがある。

附 則

この規則は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年1月20日から施行する。

様式 1

高知工業高等専門学校転入学願書

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

貴校の下記学科に転入学したいので、所定の書類を添えて志願いたします。

本人氏名 _____ 印

志 願 者	ふりがな			男・女	写 真
	氏 名				
	生年月日	平成 年 月 日生(満 歳)			
	現住所	〒 -			
		電話番号(-)			
	在籍学校 及び状況	学校名 高等専門学校 令和 年 月 第 学年 工学科在籍 修了見込 電話番号(-)			
学 歴	県 県・市・私 立 中学校 卒業				
保 護 者	氏 名	印	志願者 との続柄		
	住 所	〒			
志望学科・ 転入学年 及び期日		令和 年 月 日 ソーシャルデザイン 工学科 (コース) 第 学年への転入学希望			
転入学事由					
入寮希望		有 ・ 無			

様式 2

令和 年 月 日

殿

高知工業高等専門学校長
氏 名

転 入 学 許 可 書

令和 年 月 日から、高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科
(コース) への転入学を許可する。

なお、現在在籍している高等専門学校の学年を修了できなかった場合には、転入学
の許可を取り消すことがある。